

ほんりゅう尾北

No.206
2016・6

■発行■
尾北教職員労働組合
■責任者■
川崎 徹(池野小)



コミュニティ・スクールは

子どもや学校を救うものになるか？

江南市は、平成27年度から始まった新教育委員会制度に合わせ、市長が設置した総合教育会議の協議を経て「江南市の教育に関する大綱」(教育大綱)を策定しました。

この教育大綱は、平成27年度から平成30年度までの4年間を実施期間とするもので、教育委員会や学校をはじめ、江南市の全ての教育関係機関や保護者・地域・地域団体に影響を与えるものとなります。

この教育大綱の基本方針の4つの柱の1番目が「地域に開かれた快適で安全な学校づくり」となっており、それを実現する上での重点施策の第1に「コミュニティ・スクール事業の推進」が挙げられています。コミュニティ・スクールとは何か、そして、子どもや学校の現状を救うものになるかをみなさんと考えたいと思います。

コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールは、政府の主導のもと、平成16年9月からスタートした制度です。この制度では、まず「学校運営協議会」が置かれ、保護者・地域住民・教員等の代表がそのメンバーとなり、学校運営の基本方針を承認するほか、教育活動などについて校長や教育委員会に意見したり、教員人事についても都道府県教委に意見を述べたりする権限が与えられます。

保護者や地域の声を学校教育に反映させるための取り組みは、すでに何らかの形ですべての学校で取り組まれています。地域関連の主な2つの取り組みと、コミュニティ・スクールで置かれる「学校運営協議会」との違いを以下に紹介します。

○学校評議員制度

校長の求めに応じて学校評議員が個人として意見を述べるもの。校長の意思決定に対し、直接影響を及ぼすものではない。すべての学校でも取り組まれている。

○学校支援地域本部

学校を支援するため、学校が必要とする活動について、地域住民等のボランティアが協力するもの。国が予算事業として各地域における取り組みを促進しているが、法令上に役割や権限の規定があるわけではない。学校運営そのものについて、意見したるの参照することは想定されていない。尾北では、大口町で取り組まれている。

○学校運営協議会

校長や教育委員会に対する権限や役割が法令に規定されており、保護者や地域住民の代表の意見が学校運営に直接反映される。

協議会で決定したことに合わせて校長は学校運営を進める。学校運営協議会の下に学校を支援する実働組織のようなものを置いている場合が多く、授業や学校行事の補助、登下校の安全確保などを行っている。しかし、あくまで、学校運営協議会の意思に基づき動く組織であり、学校支援を目的とする学校支援地域本部とは本質的に異なる。

実際はどうか…

コミュニティ・スクールは、当初、市民が学校現場を監視する制度であるとして、教育関係者の間で強い反発を受けました。実際には、保護者・地域住民・教員が対等の立場で強い権限を持って学校運営にあたる英国の学校理事会制度などをモデルにした仕組みでした。

しかし、日本においては、「強い」学校運営協議会に二の足を踏んだのは、学校現場だけでなく、保護者や地域住民も同じでした。結局、大きな権限を持つ学校運営協議会を置いたモデル的コミュニティ・スクールは長続きせず、現在は、保護者や地域住民らによる「学校応援団」的な組織として学校運営協議会を位置づけているところがほとんどを占めています。

すでにコミュニティ・スクールを実施している北名古屋市の教職員の声

北名古屋市では、4年前からコミュニティ・スクールを始めていますが、最初は『無料』でいろいろ試みてくるので、それに魅かれるのです。コミュニティ・スクールを増やすために、立ち上げの2年間は教員を一人加配してくれましたが、その後は全部自前で、教頭の仕事は増えました。主に地域との打ち合わせです。その分、教頭の持

ち時間が減り、コミュニティ・スクールで増えた仕事と相まって一般教員の仕事が増えます。地域の人にはどんな風に学校へ関わってもらうかの『実績』を作ることになっていきます。究極的には、校内人事にまで口が出せる組織ということ。今のところ、教師の仕事が増える方向はやめるよう組合からも要望を出している。本校では、それほどひどくはありませんが、地域も、『学校のお手伝い』という雰囲気です。」

慎重に対応を

教育研究者等からは、以下のような問題点を指摘する声が聞かれています。

▲「保護者や地域の代表とはいっても、地域住民全体を反映するものではない。特定の人々の要望に合わせるだけの場となる可能性が高い。」▲「学校運営協議会においては、教職員の勤務の実態などが知らず、おらず、地域住民の意向のみが突出し、教職員にとって過度に厳しい要求が突きつけられる危険性がある。」

今、学校現場は、はじめを始めた友達との人間関係の悩みや学習への不安を抱える子どもたち、そして、多くの教職員が多忙な毎日の中で自分の健康を気にしながら勤務しているといった実態が見られます。

江南市では、コミュニティ・スクールを、2017年度から全小中学校において導入する方向で検討がすすまっています。

しかし、「地域に開かれた快適で安全な学校づくり」のために本当にこの制度が必要なのか、また、子どもや学校、教職員の現状を救うものになるのかを再度よく検討する必要がありますと考えます。学校現場をはじめ、多くの関係者の声に耳を傾け、慎重に対応していくことが求められています。

★学んできました 憲法・主権者教育★



憲法記念日の集いに参加して

愛知憲法会議「市民の集い」(5/3)

記念講演 青井 美帆

(学習院大学大学院教授、憲法学)

憲法は、人権を保障するもの、それが変えられようとしている

今、日本は、日本国憲法で作られてきた「戦わない国」から、「戦える国」に変えられようとしています。「戦わない国」を支える社会を作ってきたものが憲法の9条であること、青木さんは話されました。青木さんの話を聞いて、私自身がわかったことや思ったことは、以下の通りです。

日本は、明治以来、戦争をずっと重ねてきました。国は軍隊の統制に失敗し、戦争責任を問われ、国を守るために武力行使を無効にする考えを採用しました。それは、権力を統制する方法として生み出した日本独特の方法であったのです。

戦争放棄をしたことで、日本の法のありようも変わりました。土地収用法は、その目的から国防が削除されたし、戦争によって重要であった港の管理に関する港灣法は、国の管理から地方公共団体に移ったし、軍事機密に関する軍機保護法は、必要がないので廃止されました。大学の研究も、軍事研究の必要がなくなり自由になったし、日本では「軍事にかかわる企業」と大っぴらに掲げることはしなくなりました。

戦前、「軍事」を持ち出せば「人権」を簡

単に制圧できたのが今、それができないのは、憲法9条があるからです。9条は、そうした自由の下支えを作ってきたのです。

軍隊は、基本的人権(自由と平等)を守ってくれなかった過去を私たちは知っています。なのに、集団的自衛権行使は、存立危機事態、つまり、国民の生命、自由、幸福のために他国を守ると豪語してはばかりません。憲法を変えようとする人たちは、どんな国をめざしているのかをよく見極めなければなりません。

自民党の改憲草案をみると、今の憲法と大きく違っているところは、人権にかかわる部分が目立ちます。国家にとってよいことは国民にもよいことと考える、国民と国家が混然一体となつているような国柄が見えてきます。権力の暴走にどういふストップパーを考えているのかは見えてきません。

人がどういふ人生を生きていくのかは自由であつて、国が押し付けたり決めたりすることではありません。しかし、「戦える国」にするために、人権は「行き過ぎた個人主義」として制限されていくのではないかと心配されます。

「憲法を考える。それは、国家の権力から私たちの自由や権利がちゃんと守られているかどうかを点検する作業だ」(朝日新聞から)と言われていますが、本当に人権が守られるのかをちゃんと見ていかなければいけないと、青井さんの講演を聴いて、改めてそう思いました。(Y)

高校生・中学生と考える 憲法フォーラムに参加して

「高校生・中学生と考える

憲法フォーラム」(4/30)

(主催: 高校教育研究会・子ども全

国センター・全日本教職員組合)

4月30日、高校教育研究会・子ども全国センター・全日本教職員組合の主催による「高校生・中学生と考える憲法フォーラム」が東京で開かれました。

オープニングとして、「」お金がないと学校に行けないの」首都圏高校生集会実行委員会」による劇と、アイドルグループ「制服向上委員会」による歌「戦争と平和」がありました。

はじめに、「高校生・中学生1万人憲法についてのアンケート2015」の結果が報告されました。これは、2015年10月から11月にかけて行われたもので、全国28都道府県の1万1千人近くの高校生・中学生からの回答がまとめられたものです。アンケートは、「高校生憲法意識調査」として、1977年以来これまで9回実施されていて、今回は10回目です。報告の概要は次の通りです。

○ **18歳選挙権** について、2011年調査までは「賛成」が30%を超えたことはなかった。それが、今回54.1%と大きく増えた。主権者意識が高まっている。

○ **憲法改正** については、2011年調査で「賛成」23.2%、「反対」20.0%だった。今回は、「賛成」が33.8%、「反対」は35.3%となり、大きく逆転した。

さらに、今回、憲法九条について「変えない方がいい」が60.3%、「徴兵制」について「反対」とどちらかというところ「反対」が48.4%であった。「戦争への道」に対する強い拒否感がある。

○ **入学金や授業料・学校納付金が払えなくて高校・大学に入学できなかったり、退学してしまったりする生徒がいること** について「は、「教育は無償にして、そのような生徒はなくすべき」が56.7%であった。お金の心配なく安心して学べることを求めている。

次に、高校生を中心とした6人の青年(そのうちの一人は愛知県からの参加でした)をパネリストとして「高校生・中学生と考える憲法フォーラム」が開かれました。

給付制奨学金の創設、公私の学費格差の解消と無償化、ブラックバイトの問題、戦争法や原発に反対する取り組みなど、青年自身の身の回りの問題に積極的に関わり、改善していく努力をする姿が印象的でした。それも、実際に、署名や集会・デモを通して行動しながら広く世論に訴えていて、大人が励まされるようでした。

このような青年たちの話を聞いていて、あらためて、憲法を日常の生活に生かす取り組みを広げていく必要があると思えました。また、学校教育の役割も重要で、ただ憲法の大切さを教えるだけでなく、子どもを主人公にした授業・学級づくり、そして学校づくりをしていくことが求められていると思えました。(S)